

成年後見制度における市町村長申立に 関する実務者協議に係るヒアリング

11月27日（金）10:00～12:00

於；赤坂インターシティコンファレンス



（公社）認知症の人と家族の会 資料

団体概要

公益社団法人 認知症の人と家族の会

ALZHEIMER'S ASSOCIATION JAPAN (AAJ)

2019年度「家族の会」各県支部活動の概要

総会員数（賛助会員を含む）	10.841
世話人数	1.056
支部会報発行部数	31.890
つどい開催数	4.119
つどい総参加者数	48.963
のべ相談件数	14.748
委嘱委員	999
アルツハイマーデー講演会 参加者数	7.761

1980年1月 呆け老人をかかえる家族の会 京都にて結成

（1994年4月・社団法人への許可）

2006年6月 社団法人認知症の人と家族の会・名称変更

2010年6月～ 公益社団法人認知症の人と家族の会

理念

認知症になったとしても、介護する側になったとしても、
人としての尊厳が守られ日々の暮らしが安穩に
続けられなければならない。

認知症の人と家族の会は、ともに励ましあい助け合って、
人として実りある人生を送るとともに、
認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を希求する



地方自治体の市町村申立担当部局に求めること

- 日ごろ交流のない親族に、自治体から突然申立てのお尋ねが来て、親族が戸惑うことがないように分かりやすい説明がなされることを求めたい。
 - * 制度全般についても、特に家族（親族）にとって、申立て後の道筋がある程度見えていることが安心感につながる。

- 申立に時間がかかってしまう点については改善を求める。
 - * 自治体の担当者からは、必要性は分かっているが、申立て実績もあまりなくどのように進めてよいのか、分からないという声もよく聞かれる。
研修の実施、手引きの作成、また専門職に相談できる仕組みを作るなどの環境整備も必要ではないか。



虐待事案等において親族への申立の意向調査が省略されることについて 1

- 虐待案件で市町村申立てを検討するケースについては、本人と関係の近い親族がおられないことも多く
申立時に意向調査を行うことで、時間がかかってしまうのであれば、調査を省略する事でより円滑に制度利用につなげることが望ましいと考える。
- 認知症の高齢者が同居家族から虐待を受けている、またはセルフネグレクトなどの困難ケースについて、
緊急性が高い場合には、措置や、一時保護・医療機関への一時入院等の対応がなされているが、この場合「親族の意向」より「本人保護の緊急性」を優先すべき状況であり、可及的速やかに意向調査を省略するなどし、市長村申立ができると良い。
- 上記のような困難事例では、すでに地域包括支援センターや介護支援専門員等が関わり、本人を取り巻く環境などを把握していることもあり、虐待者と他の親族の関係性を、聞き取りなどで自治体が可能な限り調査し、親族への意向調査については時間のかかる同意書などは省略し、自治体による申立を優先するべきと考える。
- 虐待者と他の親族との関係悪化を防ぐために、また本人の権利擁護を速やかに行うためにも、自治体の判断による申立は、関係者全ての調査を待たずに行う等柔軟な対応が検討されるのが望ましいのではないだろうか。
- 虐待していない親族が申立てを行う場合、特に虐待者が親族であれば、親族間の関係の調整などが難しく、ケースによっては申立てをされる親族に、心理的・物理的な負担を与えてしまう場合がある。（虐待者である親族から「なんでそんな申立をした」等と言われた・・）、従ってこのような事態が起きないために、申立は、自治体が前面に立って進めたほうが良い

虐待事案等において親族への申立の意向調査が省略されることについて（資料）

* 厚生労働省・平成 30 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より抜粋

○ 高齢者虐待判断件数等（養護者・高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）

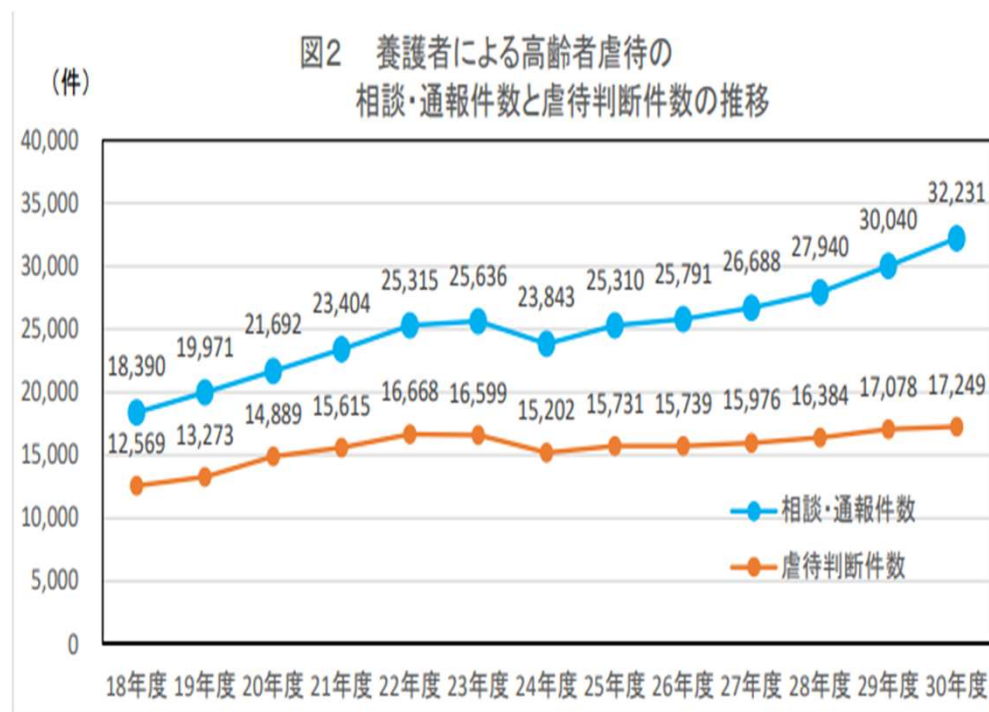
- ・ 高齢者虐待と認められた件数
17,249 件 前年比171 件（1.0%）増
- ・ 市町村への相談・通報件数
32,231 件 前年比 2,191 件（7.3%）増

○ 認知症の有無

- ・ 要介護認定者 11,982 人における
認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 71.7%
【被虐待高齢者全体（17,686 人）の 48.6%】

○ 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- ・ 権利擁護に関して
成年後見制度「利用開始済」 929 人、
「利用手続中」が 657 人
これらを合わせた 1,586 人のうち
市町村長申立の事例は 980 人（61.8%）であった。



虐待事案等において親族への申立の意向調査が省略されることについて 2

■ 虐待事案が落ち着いた場合

施設入所などで虐待者と分離できた、経済的虐待で債務があったが整理できた等、専門職関与の必要性が薄くなったケースでは、後見人選任に適切な親族がおられる場合は親族後見人にリレーするなどの柔軟な運用があれば、制度利用後に親族の意向も汲んだ本人支援ができるといったことも合わせて検討してもらいたい。



■ 親族が後見人を引き継ぐ場合

中核機関やチームでの支援体制は、引き続き途切れないようなネットワークの構築も必要。



■ 虐待は継続するものではなく、特に後見人が選任され、本人の生活環境が整うと落ち着くケースも多い。

その時点で、専門職以外の後見人（親族や市民後見人）に引き継ぐという流れが構築されていれば、後見人選任を希望されており、かつ本人にとってふさわしい親族がおられる場合に、その親族は安心して引継ぎ・後見人等の業務を、行うことができるのではないかと思います。

■ 虐待者が虐待に至った経緯を理解し、後見人との関係が構築され、虐待のリスクが軽減された段階で、適切な親族などに引き継ぐ場合には、自治体を含めて虐待事案終結の判断が重要である。



虐待事案等において親族への申立の意向調査が省略されることについて（資料）

＊厚生労働省・平成 30 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より抜粋

- 虐待事案は、必ずしも“被害者・加害者”として捉えられるものではない。

双方がある意味では、“被害者”とも言える事にも、十分な配慮を要する

表 38 虐待の発生要因（複数回答）

		件数	割合 (%)
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	2,447	25.4%
	虐待者の障害・疾病	1,757	18.2%
	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	1,214	12.6%
	虐待者の性格や人格（に基づく言動）	912	9.5%
	虐待者の知識や情報の不足	841	8.7%
	虐待者の精神状態が安定していない	722	7.5%
	虐待者の飲酒の影響	534	5.5%
	虐待者の介護力の低下や不足	466	4.8%
	虐待者の理解力の不足や低下	148	1.5%
	虐待者の孤立・補助介護者の不在等	105	1.1%
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	60	0.6%
	虐待者のギャンブル依存	25	0.3%
	虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	2	0.0%
	虐待者側のその他の要因	187	1.9%

